

証券コード 8046
2022年6月9日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号
(本店事務所 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号)

丸藤シートパイル株式会社

代表取締役社長 加藤七郎

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、昨年に引き続き本株主総会につきましても、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットでの議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 5階会議室
(ご来場の際には末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mrfj.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・本年の株主総会は、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただき、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用やアルコール消毒液のご利用、検温等にご協力をお願い申し上げます。

【弊社の対応について】

- ・株主総会の運営係員は、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用でご対応させていただきます。

【インターネットでの議決権行使について】

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2022年6月28日（火曜日）午後5時30分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である「みずほ信託銀行 証券代行部（以下）」までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524（9:00～21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324（平日 9:00～17:00）

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルスが感染拡大を繰り返す厳しい状況の中で大きな影響を受けました。また、原油をはじめとする原材料価格の高騰や金融資本市場の変動、供給面での制約等により、景気の先行きは極めて不透明な状況となっております。

当社グループが属する建設業界におきましては、設備投資に持ち直しの動きが見られるものの、資機材調達の遅れや技術者不足等の影響も重なり、工事の工期延長や着工遅延が見られました。加えて、原材料及び鋼材価格の高騰が続き、受注環境は一段と厳しさを増しました。

このような環境の下、当社グループは採算性を重視した営業活動及び拡販活動に取り組み、原材料価格高騰を反映した価格改善や連結子会社との連携による工事受注の確保に注力してまいりました。しかしながら受注工事の着工遅延並びに進捗遅れの影響に加え、受注活動における価格競争の激化により採算性の確保が厳しい状況となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は318億76百万円（前期比2.5%減）となりました。売上原価は対前期比で原価率が1.0ポイント上昇した271億41百万円（前期比1.4%減）、販売費及び一般管理費は41億75百万円（前期比1.4%減）となりました。この結果、営業利益は5億59百万円（前期比40.7%減）となりました。

営業外収益5億19百万円（前期比50.7%増）、営業外費用1億13百万円（前期比2.1%減）を加減し、経常利益は9億65百万円（前期比17.7%減）となりました。特別利益2億29百万円、特別損失60百万円を計上し、税金等調整前当期純利益は11億34百万円（前期比7.9%増）となりました。さらに法人税等合計3億84百万円を計上しました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は7億49百万円（前期比7.3%増）となりました。

当社の営業の部門は分かれておらず、事業の部門別売上状況は作成しておりません。なお連結子会社は当社資材輸送及び専門基礎工事の一翼を担っております。

当社グループの売上の形態別内訳は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
販 売	13,103	40.1	12,053	37.8
賃 貸	4,088	12.5	4,535	14.2
工 事	9,506	29.1	9,697	30.4
加 工 受 託	2,850	8.7	2,639	8.3
運 送 受 託	3,147	9.6	2,948	9.3
合 計	32,695	100.0	31,876	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は2億46百万円であり、主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

仙台工場	機械及び装置	橋形クレーン
千葉工場他	機械及び装置	開先加工ロボット
本社	ソフトウェア	仮設材CADシステム
フジ運輸 (株)	車両	15t ユニック

② 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

金沢工場	固定資産一式の除却
------	-----------

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは2021年度（2022年3月期）から2023年度（2024年3月期）にわたる中期経営計画（以下、中計）を策定いたしました。策定にあたっては、企業価値の持続的成長の礎を再構築し、業界内で特色のある確固たるポジションを確立するための3年間と位置づけ、「外部環境の変化に的確に対応し、企業価値の持続的成長に向けた競争力の強化と業務プロセス改革を推進する」ことを計画の基本方針といたしました。

本中計では、かかる基本方針の下に、当社グループのビジョン実現に向けて「重仮設事業の収益構造の強化」、「成長の礎となる経営基盤の強化」、「業務プロセス改革の推進」の3つを軸とした基本戦略を実行することで、今後の成長に繋げてまいります。

主要な経営数値としましては、計画の最終年度となる2023年度（2024年3月期）に、連結売上高350億円、連結経常利益18億円を設定しております。

本中計の初年度となる当連結会計年度の連結業績は連結売上高318億円、連結経常利益9億円となりました。引き続き計画の目標達成、当社グループの持続的成長と企業価値拡大に向け、鋭意取り組んでまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本中計と合わせ、当社グループが対処すべき課題と具体的取り組みは以下のとおりとなります。

① 企業リスクへの適切な対応

当社グループでは、常に「安全と品質の確保」を第一に考え、事業体制の維持・強化に取り組んでおります。労働災害の撲滅は事業継続に向けた重要課題です。安全作業の徹底と労働災害撲滅に向けた安全管理活動の改善と強化を図る一方で、資材供給・設計・施工を通じた安全と品質の確保により、社会的責任を果たし、無事故・無災害を実現してまいります。新型コロナウイルス感染症への対策では、在宅勤務・テレワーク等を推進しつつ基幹業務を維持する体制を構築してまいりました。また年々激甚化する自然災害に対しても経営に及ぼす影響を勘案しながら、事業継続体制の整備を更に進めてまいります。

加えて、様々な企業リスクに対応するため内部統制システムの実効性を更に高め、グループ並びに協力会社の全役職員でコンプライアンス意識の向上に取り組んでまいります。

② 重仮設事業の収益構造の強化

当社グループでは、リース事業を柱とする収益力強化を目指すとともに、高付加価値事業への経営資源の再配分と組織・体制の全体最適化を図ってまいります。重点課題である経営資源の最適化に向けた保有資産の収益性の検証を進めた結果、金沢工場の閉鎖を決定し、近隣工場への資材集約を行いました。当該工場用地は借地であることや、今後の需要予測と採算面から総合的に勘案し、集約を行うことが経営資源の最適配分に資すると判断いたしました。また、工事子会社を含めた建設用重機の積極運用を進め、工期短縮や環境負荷にも配慮したVE提案による工事受注の強化に取り組んでまいります。加えて一部の工場では小型ロボットを導入することで加工能力の増強と生産性向上を図り、資機材の効率稼働や受注加工の収益力強化に取り組んでまいります。

③ 経営基盤の強化及び業務プロセス改革の推進

当社グループでは、厳しい経営環境の中で生き残るために抜本的な業務改革を推進してまいります。新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大により社会情勢や生活様式が大きく変化しております。営業活動や業務手順、教育研修、職場環境などあらゆる面で現状の見直しを進めております。ICT（情報通信技術）の活用による業務の省力化と効率化を実現し、業績の向上に資する業務改革を実現してまいります。

④ SDGsへの取り組み

当社グループは建設業界のニーズに応えた資機材及び技術・工事・加工の提供を通じて社会資本の整備に貢献することを企業理念としております。現在、世界は「脱炭素社会」の実現に向けて動き出しており、環境や社会に配慮する企業だけが生き残ると言われております。鋼材の反復利用に着目して生まれた重仮設リースは、もとより環境に優しい事業モデルであり、現在当社グループが注力している「RG工法」は環境への負荷を大幅に軽減した新型工法になります。今後も脱炭素を目指す社会経済の転換に備え、持続可能な社会の実現に向けた環境意識の向上を図るとともに、IT技術・DX導入により技術力・開発力を強化し、更なる社会資本の整備・充実に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第71期	第72期	第73期	第74期
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	(当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高	35,311	34,391	32,695	31,876
経 常 利 益	1,549	1,656	1,171	965
親会社株主に帰属する当期純利益	992	1,104	698	749
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	277円16銭	308円49銭	195円15銭	209円36銭
総 資 産	45,423	43,967	44,060	43,304
純 資 産	26,880	27,404	28,119	27,454

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジ運輸株式会社	47百万円	100.0%	一般貨物自動車運送事業
ディ・ケイ・コム株式会社	20百万円	100.0%	一般建設機械工事業

(注) 当社の子会社は2社であり、上記子会社は連結子会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社グループの事業内容は、鋼矢板(シートパイル)、H形鋼、鋼製山留材、覆工板等の建設基礎工事用鋼製重仮設資材、仮設システム橋梁、各種補強土壁製品、建築用鉄骨加工品等の販売、賃貸及び資材提供に附帯する設計、工事、加工、運送等であります。

(8) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

名 称	(所在地)		
本 店	(東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号) (本店事務所 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号)		
東 京 支 店	(東京都中央区)	札 幌 支 店	(北海道札幌市)
東 北 支 店	(宮城県仙台市)	関 東 支 店	(埼玉県さいたま市)
名 古 屋 支 店	(愛知県名古屋市)	関 西 支 店	(大阪府大阪市)
道 東 営 業 所	(北海道中川郡)	青 森 営 業 所	(青森県上北郡)
岩 手 営 業 所	(岩手県北上市)	秋 田 営 業 所	(山形県酒田市)
山 形 営 業 所	(山形県酒田市)	茨 城 営 業 所	(茨城県稲敷郡)
千 葉 営 業 所	(千葉県千葉市)	横 浜 営 業 所	(神奈川県横浜市)
新 潟 営 業 所	(新潟県新潟市)	静 岡 営 業 所	(静岡県静岡市)
北 陸 営 業 所	(富山県高岡市)		
道 東 工 場	(北海道中川郡)	札 幌 工 場	(北海道江別市)
青 森 工 場	(青森県上北郡)	仙 台 工 場	(宮城県岩沼市)
山 形 工 場	(山形県酒田市)	茨 城 工 場	(茨城県稲敷郡)
千 葉 工 場	(千葉県市原市)	新 潟 工 場	(新潟県新発田市)
名 古 屋 工 場	(愛知県知多郡)	北 陸 工 場	(富山県高岡市)
金 沢 工 場	(石川県白山市)	関 西 工 場	(京都府綴喜郡)

(注) 金沢工場は2022年7月に閉鎖する予定です。

② 子会社

名 称	(所在地)
フジ運輸株式会社	(千葉県市原市)
ディ・ケイ・コム株式会社	(東京都江東区)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
495名	11名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
391名	8名増	45.3歳	18.0年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,100百万円
株式会社三井住友銀行	452百万円
三井住友信託銀行株式会社	400百万円
株式会社三菱UFJ銀行	392百万円
みずほ信託銀行株式会社	196百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,766,700株
- (2) 発行済株式の総数 4,000,000株
 (注) 自己株式420,460株を除いた発行済株式の総数は3,579,540株であります。
- (3) 株主数 2,488名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
三井物産スチール株式会社	492,700	13.76
住友生命保険相互会社	214,400	5.98
明治安田生命保険相互会社	183,108	5.11
日本製鉄株式会社	165,770	4.63
大樹生命保険株式会社	165,100	4.61
株式会社みずほ銀行	152,004	4.24
小林 茂	119,990	3.35
日本生命保険相互会社	105,839	2.95
丸藤ビル株式会社	104,203	2.91
損害保険ジャパン株式会社	71,700	2.00

- (注) 1. 当社は自己株式420,460株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤七郎	社長執行役員
取締役	羽生成夫	常務執行役員、営業管理部、工場統括部、工事統括部、業務統括部、技術統括部管掌
取締役	泉 恵一	常務執行役員、経営企画部、情報システム部、業務改革推進部管掌
取締役	松田達也	執行役員、東京支店管掌、札幌支店、東北支店、関東支店、名古屋支店、関西支店担当
取締役	高橋圭介	執行役員、経理部管掌、総務人事部、環境安全部、内部統制監査室担当
取締役	津川哲郎	弁護士、津川哲郎法律事務所所長
取締役	見坐地一人	日本大学 生産工学部 教授 工学博士
常勤監査役	櫻井利一郎	
常勤監査役	矢部隆光	
監査役	内山裕	税理士、内山裕税理士事務所所長

(注) 1. 当事業年度における異動は次のとおりであります。

- ①2021年6月29日開催の第73回定時株主総会において、矢部隆光氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- ②2021年6月29日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、監査役石川朗氏が任期満了により退任いたしました。

2. 取締役 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は社外取締役であります。
3. 監査役 矢部隆光氏及び内山裕氏は社外監査役であります。
4. 監査役 内山裕氏は税理士の資格を有しております。財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 津川哲郎氏及び見坐地一人氏、監査役 矢部隆光氏及び内山裕氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役津川哲郎氏、見坐地一人氏、監査役櫻井利一郎氏、矢部隆光氏及び内山裕氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

ア. 役員報酬等の内容に決定に関する方針等

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図るために、固定報酬としての基本報酬、当該事業年度の連結業績を反映する業績連動報酬により構成し、個人別の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、毎月支給する固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、経済動向、当社の業績、従業員給与等とのバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の連結経常利益を主な指標として設定される係数を基本報酬に乗じた額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会に諮問し、その答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申を踏まえて決定しなければならないこととする。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	119.9 (9.3)	103.3 (8.1)	16.5 (1.2)	－ (－)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	33.9 (19.1)	29.1 (16.4)	4.7 (2.6)	－ (－)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	153.8 (28.5)	132.5 (24.5)	21.2 (3.9)	－ (－)	11 (5)

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結経常利益であります。当該指標を選択した理由は業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためであります。なお、当事業年度を含む経常利益（選定した業績指標）の推移は1.
(5) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において年額220百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において年額48百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。
6. 取締役会は、代表取締役社長加藤七郎に対し、各取締役の基本報酬の額及び業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役 津川哲郎氏は、津川哲郎法律事務所の所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はございません。

取締役 見坐地一人氏は、日本大学の教授を兼務しておりますが、学校法人日本大学と当社との間には特別な関係はございません。

監査役 内山裕氏は、内山裕税理士事務所の所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はございません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は当事業年度において13回開催しております。

監査役会は当事業年度において13回開催しております。

① 取締役 津川 哲郎氏

当事業年度開催の取締役会には全て出席しております。主に弁護士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業法務等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

② 取締役 見坐地 一人氏

当事業年度開催の取締役会には全て出席しております。主に工学博士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に建設業について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

③ 監査役 矢部 隆光氏

社外監査役就任後に開催の取締役会及び監査役会には全て出席しております。出席した会議におきましては、必要に応じて企業経営等の豊富な経験に基づく高い見識から発言を行っております。

④ 監査役 内山 裕氏

当事業年度開催の取締役会及び監査役会には全て出席しております。出席した会議におきましては、必要に応じて税理士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額	41百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その基本となる「内部統制システムの基本方針」の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人（以下「役職員」という）は法令遵守が企業活動の前提であることを認識しており、当社は、コンプライアンス体制強化のため「コンプライアンス行動規範」の周知徹底を図り、必要な組織の設置、教育等を行う。
- ② 役職員が、「コンプライアンス行動規範」に抵触する事態を発見した場合、コンプライアンス委員会に通報する体制を維持及び向上することに努める。
- ③ コンプライアンス委員会が、重要な問題を取締役会へすみやかに報告できる体制を維持及び向上することに努める。
- ④ 取締役会は、法令、社内規程等の遵守状況について、内部統制監査室が監査を行う体制を維持及び向上することに努める。また、内部統制監査室は、他の牽制・監視機能を持つ部門と連携を強化し、監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令、社内規程等に基づき、適切な保存及び管理を行う。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び子会社は、法令及び定款違反その他の事由で損失の危険のある業務執行行為が発見または通報された場合には、原則としてコンプライアンス委員会が発見または通報された内容とそれがもたらす影響等について検討を加え、その結果を取締役会に報告する。
- ② 取締役は、担当部署においてリスクに対応するため、規則・マニュアル等の制定・配布・研修等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、各業務執行部門において、毎年策定される年度計画に基づき、目標達成のために活動し、取締役会においては、経営計画が当初の予定通り進捗しているか、毎月その結果をレビューし、目標未達の要因分析、改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ② 日常の職務遂行に際しては、職責権限規程及び組織・職務分掌規程に基づき権限の委譲、分掌を行い、各責任者は社内諸規程に定める意思決定ルールに則り業務を遂行する。

- (5) 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び子会社の企業集団のコンプライアンス統括組織は、当社コンプライアンス委員会とする。
 - ② 子会社の取締役、監査役を担当する当社の役職員は、子会社の役職員に必要なレビューを行うなど、それぞれの担当分野において子会社の情報把握に努めると共に、相互に十分な情報の交換を行う。
 - ③ 当社子会社の社長は、当社社長に子会社の経営状況について毎月報告を行う。また担当取締役は重要課題について取締役会にも報告する。
- (6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 専任の監査役補助者は配置していないが、監査役は必要と判断した場合、内部統制監査室所属の職員に特命の監査を命ずることができるほか、内部統制監査室は監査役の要望した事項についての監査も実施する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役より特命の監査を命じられた職員は、その命令に関しては取締役、内部統制監査室長等の指揮命令を受けない。
 - ② 内部統制監査室の人事については、取締役と監査役で意見交換を行う。
- (8) 取締役及び使用人の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 役職員は監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ② 監査役は取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員にその説明を求めることができる。
 - ③ 監査役は、取締役、会計監査人とそれぞれ情報の交換を行い、相互の連携を図る。
 - ④ 監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
 - ⑤ 監査役職務を執行するうえで必要な費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかに当該費用または債務を支払うものとする。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 取締役会は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムの維持・向上に努める。その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価、必要に応じて是正し、金融商品取引法及び関連法令等との整合性を確保する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 役職員は、「コンプライアンス行動規範」に基づき、反社会的な勢力や活動に対して毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じてはならない。
- ② 総務担当者は、管轄警察署と連携を保ち、関係行政機関主催の研修活動への参加を通じて、反社会的勢力に関する情報収集を行う。
- ③ 反社会的勢力から接触があった場合、総務人事部が中心となり、その対応に当たる。また、警察のほか顧問弁護士等に相談し、適切な措置を講ずる。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役7名(内社外取締役2名)で構成されており、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

取締役会において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

一方、各監査役は取締役会に出席し必要に応じ意見を述べると共に、監査役会において各取締役より業務執行状況の聴取を定期的に行っております。

更に常勤監査役は、執行役員会等の各種重要会議に出席すると共に、監査計画に基づき、各営業拠点、工場並びに子会社の往査、重要な資産の確認、会計監査人・内部統制監査室並びに子会社監査役との定期及び必要に応じての随時の情報交換、業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点の日常業務レベルでの把握、モニタリングを行い、より実効的な監査を通じて取締役の業務執行の適正性、妥当性確保に向けて経営監視機能の強化を図っております。

~~~~~  
(注) 事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 項 目             | 金 額           | 項 目                | 金 額           |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>      |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>33,633</b> | <b>流動負債</b>        | <b>15,528</b> |
| 現金及び預金          | 4,415         | 支払手形及び買掛金          | 5,788         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 9,513         | 電子記録債務             | 3,337         |
| 電子記録債権          | 2,229         | 短期借入金              | 2,840         |
| 商 品             | 227           | 未払法人税等             | 123           |
| 建 設 資 材         | 16,954        | 契 約 負 債            | 2,294         |
| 仕 掛 品           | 21            | 賞 与 引 当 金          | 374           |
| 貯 蔵 品           | 45            | 役 員 賞 与 引 当 金      | 27            |
| そ の 他           | 238           | 工 事 損 失 引 当 金      | 5             |
| 貸 倒 引 当 金       | △14           | 資 産 除 去 債 務        | 7             |
|                 |               | そ の 他              | 728           |
| <b>固定資産</b>     | <b>9,670</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>321</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,965</b>  | 繰延税金負債             | 30            |
| 建物及び構築物         | 802           | 退職給付に係る負債          | 28            |
| 機械装置及び運搬具       | 725           | 資 産 除 去 債 務        | 9             |
| 土 地             | 4,258         | そ の 他              | 253           |
| そ の 他           | 180           | <b>負債合計</b>        | <b>15,849</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>130</b>    | <b>(純資産の部)</b>     |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,574</b>  | <b>株 主 資 本</b>     | <b>26,977</b> |
| 投資有価証券          | 954           | 資 本 金              | 3,626         |
| 退職給付に係る資産       | 534           | 資 本 剰 余 金          | 5,206         |
| 繰延税金資産          | 112           | 利 益 剰 余 金          | 19,154        |
| そ の 他           | 2,004         | 自 己 株 式            | △1,008        |
| 貸 倒 引 当 金       | △32           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>476</b>    |
|                 |               | その他有価証券評価差額金       | 386           |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額       | 90            |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>27,454</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>43,304</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>43,304</b> |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項 目             | 金   | 額      |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 31,876 |
| 売上原価            |     | 27,141 |
| 売上総利益           |     | 4,734  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 4,175  |
| 営業利益            |     | 559    |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息            | 4   |        |
| 受取配当金           | 43  |        |
| 受取地代家賃          | 287 |        |
| 売電収入            | 64  |        |
| 債務勘定整理益         | 57  |        |
| その他             | 62  | 519    |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 23  |        |
| 支払手数料           | 2   |        |
| 不動産賃貸費用         | 32  |        |
| 売電費用            | 33  |        |
| その他             | 22  | 113    |
| 経常利益            |     | 965    |
| 特別利益            |     |        |
| 固定資産売却益         | 37  |        |
| 投資有価証券売却益       | 192 | 229    |
| 特別損失            |     |        |
| 工場閉鎖損失          | 31  |        |
| 投資有価証券売却損       | 29  | 60     |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 1,134  |
| 法人税、住民税及び事業税    |     | 126    |
| 法人税等調整額         |     | 258    |
| 当期純利益           |     | 749    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 749    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |            |            |        |             | その他の包括利益累計額                   |                               |                                 | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------------|---------|------------|------------|--------|-------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|------------|
|                               | 資本金     | 資 本<br>剰余金 | 利 益<br>剰余金 | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 退 職 給 付 に<br>係 る 調 整<br>累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高                     | 3,626   | 5,206      | 19,836     | △1,008 | 27,659      | 357                           | 102                           | 459                             | 28,119     |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額     |         |            | △1,145     |        | △1,145      |                               |                               |                                 | △1,145     |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高    | 3,626   | 5,206      | 18,690     | △1,008 | 26,514      | 357                           | 102                           | 459                             | 26,974     |
| 当 期 変 動 額                     |         |            |            |        |             |                               |                               |                                 |            |
| 剰余金の配当                        |         |            | △286       |        | △286        |                               |                               |                                 | △286       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |         |            | 749        |        | 749         |                               |                               |                                 | 749        |
| 自己株式の取得                       |         |            |            | △0     | △0          |                               |                               |                                 | △0         |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |         |            |            |        |             | 29                            | △11                           | 17                              | 17         |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | －       | －          | 463        | △0     | 462         | 29                            | △11                           | 17                              | 480        |
| 当 期 末 残 高                     | 3,626   | 5,206      | 19,154     | △1,008 | 26,977      | 386                           | 90                            | 476                             | 27,454     |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数 2社  
連結子会社の名称は、フジ運輸株式会社、ディ・ケイ・コム株式会社であります。
2. 持分法の適用に関する事項  
該当する会社はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券  
その他有価証券  
市場価格のない …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
株式等以外のもの  
市場価格のない …………… 移動平均法による原価法  
株式等
    - ② 棚卸資産  
建設資材…………… 先入先出法による原価から減耗費を控除する方法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
商品・貯蔵品…………… 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
仕掛品…………… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ① 有形固定資産 …………… 定率法  
（リース資産を除く） 但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
    - ② リース資産 …………… ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。  
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。
    - ③ 無形固定資産 …………… 定額法  
（リース資産を除く） 但し、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
    - ④ 投資その他の資産 …………… 投資不動産については定率法によっております。
  - (3) 重要な引当金の計上基準
    - ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
    - ② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
    - ③ 役員賞与引当金 …………… 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
    - ④ 工事損失引当金 …………… 請負工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生が見込まれる金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、7年間で均等償却しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

工事売上高の計上基準

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、建設資材の買戻し条件付きの販売取引について、従来は通常の販売取引として、顧客との契約に基づき出荷時点で収益を認識しておりましたが、顧客から受け取る対価を、買戻しまでに見込まれる使用期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1億52百万円増加、売上原価は3億15百万円増加、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1億63百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は11億45百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。





## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の信用限度管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を日々把握する体制としております。連結子会社についても、当社の信用限度管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社及び連結子会社では、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|           | 連結貸借対照表計上額 | 時価    | 差額 |
|-----------|------------|-------|----|
| 受取手形及び売掛金 | 8,763      | 8,763 | -  |
| 投資有価証券    | 954        | 954   | -  |

(注1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分          | 時価   |      |      |     |
|-------------|------|------|------|-----|
|             | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 投資有価証券      | 954  | －    | －    | 954 |
| 資産計         | 954  | －    | －    | 954 |
| 該当事項はありません。 | －    | －    | －    | －   |
| 負債計         | －    | －    | －    | －   |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸土地を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益281百万円は営業外収益に、賃貸費用31百万円は営業外費用に計上しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価    |
|------------|-------|
| 1,447      | 7,515 |

(注) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 売 上 形 態 |       |       |       |       | 合計     |
|---------------|---------|-------|-------|-------|-------|--------|
|               | 販売収入    | 賃貸収入  | 工事収入  | 運送収入  | 加工料収入 |        |
| 顧客との契約から生じる収益 | 12,053  | 4,535 | 9,697 | 2,948 | 2,639 | 31,876 |
| その他の収益        | —       | —     | —     | —     | —     | —      |
| 外部顧客への売上高     | 12,053  | 4,535 | 9,697 | 2,948 | 2,639 | 31,876 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

#### (1)販売収入

顧客と販売契約を締結し、資材の出庫または引き渡した時点において顧客に当該資材に対する支配が移転したと判断したことで履行義務が充足され、収益を計上しております。

#### (2)賃貸収入

顧客と賃貸契約を締結し、資材を出庫または引き渡した時点から入庫までの賃貸期間にわたり充足される履行義務に対して収益を期間計上しております。

#### (3)工事収入

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

#### (4)運送収入

資材を顧客の指定した場所に運搬する（あるいは、当該場所から引き取る）契約で、運搬車上への積卸時に納品書または受取書が取り交わされた時点で履行義務が充足され収益を計上しております。

#### (5)加工料収入

##### ①整備加工

顧客と整備料を合意締結し、顧客が便益を享受した後の資材を当社が引き取り、検収・合意の時点で履行義務が充足され収益を計上しております。

##### ②受注加工

顧客と受注加工契約を締結し、資材の出庫または引き渡した時点において顧客に当該資材に対する支配が移転したと判断したことで履行義務が充足され、収益を計上しております。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約資産ならびに契約負債の期首残高及び期末残高は以下の通りであります。

(単位：百万円)

|         | 期首残高  | 期末残高  |
|---------|-------|-------|
| 契 約 資 産 | 546   | 750   |
| 契 約 負 債 | 3,454 | 2,294 |

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 7,669円76銭
- 1 株当たり当期純利益 209円36銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 項 目             | 金 額           | 項 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>32,454</b> | <b>流動負債</b>     | <b>15,054</b> |
| 現金及び預金          | 3,719         | 支払手形            | 1,105         |
| 受取手形            | 915           | 電子記録債権          | 3,337         |
| 電子記録債権          | 2,133         | 短期借入金           | 4,462         |
| 売掛金             | 7,408         | 未払金             | 2,840         |
| 契約資産            | 750           | 未払費用            | 330           |
| 商設資産            | 227           | 未払法人税等          | 193           |
| 建仕掛品            | 227           | 前受収益            | 50            |
| 貯蔵品             | 16,954        | 預り金             | 30            |
| 前払費用            | 21            | 契約負債            | 18            |
| そ の 他 の 金       | 39            | 賞与引当金           | 2,294         |
| 貸倒引当金           | 103           | 役員賞与引当金         | 334           |
|                 | 193           | 工事損失引当金         | 21            |
|                 | △14           | 資産除去債務          | 5             |
|                 |               | その他             | 7             |
| <b>固定資産</b>     | <b>9,581</b>  | そ の 他           | 21            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,562</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>202</b>    |
| 建物              | 706           | 資産除去債務          | 9             |
| 構築物             | 79            | その他             | 193           |
| 機械装置            | 536           | <b>負債合計</b>     | <b>15,256</b> |
| 車両運搬具           | 11            | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| 工具器具備品          | 25            | <b>株主資本</b>     | <b>26,392</b> |
| 土地              | 4,106         | 資本金             | 3,626         |
| リース資産           | 96            | 資本剰余金           | 5,206         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>55</b>     | 資本準備金           | 5,205         |
| ソフトウェア          | 43            | その他資本剰余金        | 0             |
| その他の資産          | 11            | 利益剰余金           | 18,569        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,964</b>  | 利益準備金           | 906           |
| 投資有価証券          | 954           | その他利益剰余金        | 17,662        |
| 関係会社株           | 449           | 買換資産特定積立        | 348           |
| 前払年金費用          | 404           | 特別償却準備          | 11            |
| 投資不動産           | 1,316         | 別途積立            | 16,950        |
| 長期貸付金           | 143           | 繰越利益剰余金         | 352           |
| 関係会社長期貸付金       | 209           | 自己株式            | △1,008        |
| そ の 他 の 金       | 517           | <b>評価・換算差額等</b> | <b>386</b>    |
| 貸倒引当金           | △32           | その他有価証券評価差額金    | 386           |
| <b>資産合計</b>     | <b>42,035</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>26,778</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>  | <b>42,035</b> |

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項 目          | 金   | 額      |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 30,291 |
| 売上原価         |     | 26,013 |
| 売上総利益        |     | 4,278  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 3,894  |
| 営業利益         |     | 383    |
| 営業外収入        |     |        |
| 受取利息         | 7   |        |
| 受取配当金        | 43  |        |
| 受取地代家賃       | 293 |        |
| 売電収入         | 64  |        |
| 債務勘定整理益      | 57  |        |
| その他          | 52  | 519    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 20  |        |
| 支払手数料        | 2   |        |
| 不動産賃貸費用      | 32  |        |
| 売電費用         | 33  |        |
| その他          | 22  | 110    |
| 経常利益         |     | 792    |
| 特別利益         |     |        |
| 固定資産売却益      | 36  |        |
| 投資有価証券売却益    | 192 | 228    |
| 特別損失         |     |        |
| 工場閉鎖損失       | 31  |        |
| 投資有価証券売却損    | 29  | 60     |
| 税引前当期純利益     |     | 960    |
| 法人税、住民税及び事業税 |     | 29     |
| 法人税等調整額      |     | 279    |
| 当期純利益        |     | 651    |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                            | 株 主 資 本 |           |                 |               |                   |                 |           |        |               |               |
|----------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-------------------|-----------------|-----------|--------|---------------|---------------|
|                            | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 準 備 金         | 利 益 剰 余 金       |           |        |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |
|                            |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |                   | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |        | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |
|                            |         |           |                 |               | 買 換 資 産 特 定 積 立 金 | 特 別 償 却 準 備 金   | 別 途 積 立 金 |        |               |               |
| 当 期 首 残 高                  | 3,626   | 5,205     | 0               | 5,206         | 906               | 348             | 34        | 16,950 | 1,109         | 19,348        |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額  |         |           |                 |               |                   |                 |           |        | △1,145        | △1,145        |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高 | 3,626   | 5,205     | 0               | 5,206         | 906               | 348             | 34        | 16,950 | △35           | 18,203        |
| 当期変動額                      |         |           |                 |               |                   |                 |           |        |               |               |
| 買換資産特定積立金の積立               |         |           |                 |               |                   | △0              |           |        | 0             | -             |
| 特別償却準備金の取崩                 |         |           |                 |               |                   |                 | △22       |        | 22            | -             |
| 剰 余 金 の 配 当                |         |           |                 |               |                   |                 |           |        | △286          | △286          |
| 当 期 純 利 益                  |         |           |                 |               |                   |                 |           |        | 651           | 651           |
| 自己株式の取得                    |         |           |                 |               |                   |                 |           |        |               |               |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）    |         |           |                 |               |                   |                 |           |        |               |               |
| 当 期 変 動 額 合 計              | -       | -         | -               | -             | -                 | △0              | △22       | -      | 388           | 365           |
| 当 期 末 残 高                  | 3,626   | 5,205     | 0               | 5,206         | 906               | 348             | 11        | 16,950 | 352           | 18,569        |

|                            | 株主資本   |        | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|----------------------------|--------|--------|------------------|----------------|--------|
|                            | 自己株式   | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当 期 首 残 高                  | △1,008 | 27,172 | 357              | 357            | 27,529 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額  |        | △1,145 |                  |                | △1,145 |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高 | △1,008 | 26,026 | 357              | 357            | 26,384 |
| 当期変動額                      |        |        |                  |                |        |
| 買換資産特定積立金の積立               |        | -      |                  |                | -      |
| 特別償却準備金の取崩                 |        | -      |                  |                | -      |
| 剰 余 金 の 配 当                |        | △286   |                  |                | △286   |
| 当 期 純 利 益                  |        | 651    |                  |                | 651    |
| 自己株式の取得                    | △0     | △0     |                  |                | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）    |        |        | 29               | 29             | 29     |
| 当 期 変 動 額 合 計              | △0     | 365    | 29               | 29             | 394    |
| 当 期 末 残 高                  | △1,008 | 26,392 | 386              | 386            | 26,778 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

株式等以外のもの

の

市場価格のない…………… 移動平均法による原価法

株式等

##### (2) 棚卸資産

建設資材…………… 先入先出法による原価から減耗費を控除する方法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品・貯蔵品…………… 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品…………… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産…………… 定率法

（リース資産を除く）

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

##### (2) リース資産……………

所有権移転ファイナンスリース・リース取引に係るリース資産であり、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

##### (3) 無形固定資産…………… 定額法

（リース資産を除く）

但し、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (4) 投資その他の資産…………… 投資不動産については定率法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金…………… 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 工事損失引当金…………… 請負工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれる金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当事業年度末日は、退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を年金資産が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度より費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### 工事売上高の計上基準

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、建設資材の買戻し条件付きの販売取引について、従来は通常の販売取引として、顧客との契約に基づき出荷時点で収益を認識しておりましたが、顧客から受け取る対価を、買戻しまでに見込まれる使用期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は1億52百万円増加、売上原価は3億15百万円増加、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1億63百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は11億45百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

### 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記しておりました営業外費用の「固定資産処分損」(前事業年度4百万円)は重要性が乏しいため、当事業年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

### 貸借対照表に関する注記

#### 1. 減価償却累計額

|        |          |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 9,061百万円 |
|--------|----------|

#### 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |       |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 73百万円 |
|--------|-------|

|        |        |
|--------|--------|
| 短期金銭債務 | 286百万円 |
|--------|--------|



**損益計算書に関する注記**

## 1. 関係会社との取引

営業取引による取引高

売上

3百万円

仕入

1,355百万円

営業取引以外の取引による取引高

22百万円

## 2. 工場閉鎖損失

2022年2月に閉鎖を決定し、2022年7月に閉鎖予定の金沢工場に関して、閉鎖関連費用を当事業年度に工場閉鎖損失として特別損失に計上しております。その内容は以下の通りであります。

解体撤去費用

20百万円

減損損失

5百万円

その他

5百万円

計

31百万円

**株主資本等変動計算書に関する注記**

## 1. 当事業年度末日における自己株式の数

420,460株

## 2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末  |
|-------|---------|----|----|---------|
| 普通株式  | 420,395 | 65 | -  | 420,460 |

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

|               |          |
|---------------|----------|
| 貸倒引当金         | 14百万円    |
| 賞与引当金         | 102百万円   |
| 未払事業税         | 10百万円    |
| 退職給付引当金       | 160百万円   |
| 減損損失          | 360百万円   |
| 会計方針の変更による影響額 | 484百万円   |
| その他           | 202百万円   |
| 繰延税金資産小計      | 1,335百万円 |
| 評価性引当額        | △382百万円  |
| 繰延税金資産合計      | 953百万円   |

(繰延税金負債)

|               |         |
|---------------|---------|
| 固定資産圧縮積立金     | △153百万円 |
| 退職給付信託設定益     | △86百万円  |
| 退職給付信託財産評価損   | △113百万円 |
| その他有価証券評価差額金  | △167百万円 |
| 会計方針の変更による影響額 | △289百万円 |
| その他           | △13百万円  |
| 繰延税金負債合計      | △825百万円 |
| 繰延税金資産の純額     | 128百万円  |

## 関連当事者との取引に関する注記

重要な取引がないため、記載を省略しております。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 7,481円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 182円14銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

丸藤シートパイル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三澤幸之助

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川口泰広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸藤シートパイル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸藤シートパイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

丸藤シートパイル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川口 泰広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸藤シートパイル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価選定に係る相当性に関して検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

丸藤シートパイル株式会社 監査役会

常勤監査役 櫻井利一郎 ㊞

常勤社外監査役 矢部隆光 ㊞

社外監査役 内山 裕 ㊞

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付けており、業績に裏付けされた安定的目つ適正な利益配分を継続することを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、業績等を勘案し下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき80円

総額 286,363,200円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 取締役会の機動的な運営を可能とするため、取締役会の書面決議を可能とする変更案第24条(決議の方法)第2項を新設するものであります。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>                                    | <p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>                                 |
| <p>第15条～第22条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第16条～第23条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>                             |
| <p>第24条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>                                   | <p>第25条～第40条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p>(<u>附則</u>)</p> <p>(<u>株主総会資料の電子提供に関する経過措置</u>)</p> <p>第1条 定款第15条の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については従前の例による。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日にこれを削除する。</p> |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                                                               | 加藤七郎<br>(1959年3月5日生) | 1981年4月 当社入社<br>2006年4月 当社東京支店技術部長<br>2008年4月 当社技術工務部長<br>2010年5月 当社札幌支店長<br>2012年4月 当社東北支店長<br>2014年6月 当社執行役員東北支店長<br>2016年6月 当社取締役執行役員営業総括部長、情報システム部、工場管理部担当<br>2017年4月 当社取締役執行役員営業管理部長、工事統括部管掌、業務部、工場管理部担当<br>2017年6月 当社取締役専務執行役員<br>2018年6月 当社代表取締役社長執行役員<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                                | 3,000株      |
| [取締役候補者とした理由]<br>主に技術部門の業務に携わり主要支店の責任者として、豊富な経験と会社業務について深い見識を有しており、代表取締役として経営の重要事項の決定及び経営全般についての的確かつ公正な監督に十分な役割を果たしており適任であることから、改めて選任するものであります。 |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |
| 2                                                                                                                                               | 羽生成夫<br>(1959年3月5日生) | 1991年1月 当社入社<br>2009年4月 当社東京支店工事第一部長<br>2015年6月 当社執行役員東京支店工事第一部長<br>2016年11月 当社執行役員工事統括部長兼工事第三部長<br>2017年6月 当社取締役執行役員、営業管理部長、工事統括部管掌、業務部、工場管理部担当<br>2019年4月 当社取締役執行役員、営業管理部長、工場統括部長、工事統括部、技術統括部管掌、業務部担当<br>2019年6月 当社取締役常務執行役員、営業管理部長、工場統括部長、工事統括部、業務部管掌、技術統括部担当<br>2019年10月 当社取締役常務執行役員、営業管理部長、工場統括部、工事統括部、業務部管掌、技術統括部担当<br>2020年6月 当社取締役常務執行役員、営業管理部長、工場統括部、工事統括部、業務部、技術統括部管掌<br>2021年4月 当社取締役常務執行役員、営業管理部、工場統括部、工事統括部、業務部、技術統括部管掌<br>2021年12月 当社取締役常務執行役員、営業管理部、工場統括部、工事統括部、業務統括部、技術統括部管掌<br>現在に至る | 2,000株      |
| [取締役候補者とした理由]<br>主に工事部門の業務に携わり、全店の現業部門の統括責任者として、豊富な経験と深い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督に適任であることから、改めて選任するものであります。                         |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |

| 候補者番号                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3                                                                                                                 | いづみ けい いち<br>泉 恵 一<br>(1955年8月13日生)      | 1979年4月 三井物産株式会社入社<br>1990年11月 米国三井物産株式会社ニューヨーク本店鉄鋼部長<br>2006年6月 三井物産株式会社鉄鋼製品本部建設鋼材部長、国内営業推進部長<br>2006年6月 当社社外取締役<br>2009年6月 三井物産株式会社クアラランプール支店長<br>2012年4月 インドネシア総代表兼インドネシア三井物産株式会社社長<br>2015年4月 三井物産スチール株式会社代表取締役副社長<br>2018年4月 同社取締役<br>2018年6月 当社顧問<br>2018年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画部、情報システム部、技術統括部管掌<br>2019年4月 当社取締役常務執行役員、経営企画部、情報システム部管掌<br>2020年10月 当社取締役常務執行役員、経営企画部、情報システム部、業務改革推進部管掌<br>現在に至る | 2,000株      |
| [取締役候補者とした理由]<br>商社鉄鋼部門での豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督などに適任であることから、改めて選任するものであります。             |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |             |
| 4                                                                                                                 | まつ だ たじ や<br>松 田 達 也<br>(1963年6月19日生)    | 1988年5月 当社入社<br>2013年4月 当社関東支店長<br>2016年11月 当社名古屋支店長兼営業部長兼業務部長<br>2017年6月 当社執行役員名古屋支店長兼営業部長兼業務部長<br>2019年4月 当社執行役員、札幌支店、東北支店、関東支店、名古屋支店、関西支店担当<br>2019年6月 当社取締役執行役員、東京支店、名古屋支店管掌、札幌支店、東北支店、関東支店、関西支店担当<br>2021年4月 当社取締役執行役員、東京支店管掌、札幌支店、東北支店、関東支店、名古屋支店、関西支店担当<br>現在に至る                                                                                                                              | 1,200株      |
| [取締役候補者とした理由]<br>主に営業部門の業務に携わり主要支店の責任者として、豊富な経験と深い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督に適任であることから、改めて選任するものであります。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |             |
| 5                                                                                                                 | たか ほん けい すけ<br>高 橋 圭 介<br>(1966年11月14日生) | 1989年4月 当社入社<br>2014年6月 当社情報システム部長<br>2017年4月 当社経営企画部長<br>2017年6月 当社執行役員経営企画部長、情報システム部担当<br>2019年6月 当社取締役執行役員、総務人事部、経財部、環境安全部、内部統制監査室担当<br>2020年6月 当社取締役執行役員、経財部管掌、総務人事部、環境安全部、内部統制監査室担当<br>2022年4月 当社取締役執行役員、経財部、内部統制監査室管掌、総務人事部、環境安全部担当<br>現在に至る                                                                                                                                                   | 700株        |
| [取締役候補者とした理由]<br>主にシステム部門、経営企画部門の業務に携わり豊富な経験と深い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督などに適任であることから、改めて選任するものであります。  |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |             |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6     | 津川哲郎<br>(1948年8月31日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1978年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会<br>1986年4月 津川哲郎法律事務所所長<br>2008年6月 当社社外監査役<br>2014年6月 当社社外取締役<br><br>現在に至る                                                                               | 0株          |
|       | <p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>津川哲郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的見地並びに企業法務等に関する豊富な経験を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員としての当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>                         |                                                                                                                                                                                  |             |
| 7     | 見坐地一人<br>(1957年9月4日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1983年4月 日立造船エンジニアリング株式会社（現：日立造船株式会社）入社<br>1986年4月 東海ゴム工業株式会社（現：住友理工株式会社）入社<br>1988年10月 株式会社本田技術研究所 栃木研究所入社<br>2009年4月 日本大学 生産工学部 数理情報工学科 教授 工学博士<br>2018年6月 当社社外取締役<br><br>現在に至る | 0株          |
|       | <p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>見坐地一人氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は大学教授として主に音響及び振動解析等を研究、騒音・振動分野の専門家として広範な総合的知見と高度な専門知識を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員としての当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> |                                                                                                                                                                                  |             |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 泉恵一氏は2006年6月29日付で当社社外取締役に就任し、2008年6月27日付で退任いたしました。
3. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は社外取締役の候補者であります。
4. 当社は津川哲郎氏及び見坐地一人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
5. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏と当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。当社は両氏が再任されましたら当該契約を継続する予定であります。
6. 津川哲郎氏は2008年6月27日付で当社社外監査役に就任し、2014年6月27日付で退任いたしました。
7. 津川哲郎氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
8. 見坐地一人氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
9. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
10. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
11. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定もなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
12. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
13. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意または重大過失の場合は除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

【当社役員のスキルマトリックス】

|   | 氏名     | 当社における地位  | 企業経営 | 営業<br>業界知識 | 事業戦略<br>マーケティング | 人事労務<br>ダイバーシティ<br>社会性向上 | 財務・会計 | DX<br>IT | 学術<br>技術<br>環境 | リスク<br>マネジメント<br>法務 | 国際経験 | 内部統制<br>ガバナンス |
|---|--------|-----------|------|------------|-----------------|--------------------------|-------|----------|----------------|---------------------|------|---------------|
| 1 | 加藤 七郎  | 取締役社長執行役員 | ○    | ○          | ○               |                          |       | ○        | ○              | ○                   |      | ○             |
| 2 | 羽生 成夫  | 取締役常務執行役員 |      | ○          | ○               |                          |       | ○        | ○              |                     |      | ○             |
| 3 | 泉 恵一   | 取締役常務執行役員 | ○    |            | ○               |                          |       | ○        |                |                     | ○    | ○             |
| 4 | 松田 達也  | 取締役執行役員   |      | ○          | ○               |                          |       |          |                |                     |      |               |
| 5 | 高橋 圭介  | 取締役執行役員   |      |            |                 | ○                        | ○     |          |                |                     |      | ○             |
| 6 | 津川 哲郎  | 社外取締役     |      |            |                 |                          |       |          |                | ○                   |      | ○             |
| 7 | 見坐地 一人 | 社外取締役     |      |            |                 |                          |       | ○        | ○              |                     |      |               |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役内山 裕氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                    | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                      | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------|
| 内山 裕<br>うちやま ゆたか<br>(1952年7月25日生)                                                                                                                                                                               | 1998年9月 内山 裕 税理士事務所 開設<br>2006年6月 当社監査役<br><br>現在に至る | 0株          |
| [社外監査役候補者とした理由]<br>税理士としての専門的見地並びに企業会計及び税務に関する豊富な経験を有しており、社外監査役として経営全般の監視に適切な役割を果たしており適任であることから、改めて選任するものであります。<br>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                                      |             |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 内山裕氏は社外監査役候補者であります。  
3. 内山裕氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。  
4. 内山裕氏と当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額を予定しております。当社は内山裕氏が再任されましたら当該契約を継続する予定であります。  
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意または重過失の場合は除く）。内山裕氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
6. 当社は内山裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年6月29日開催の第73回定時株主総会において補欠監査役に選任された平田 厚氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                        | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ひらたあつし<br>平田 厚<br>(1960年5月23日生)                                                                                                                                                                                              | 1990年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会<br>2004年4月 明治大学法科大学院専任教授<br>2012年1月 日比谷南法律事務所弁護士<br><br>現在に至る | 0株          |
| 〔補欠社外監査役候補者とした理由〕<br>法科大学院の専任教授としての高い学識と弁護士としての豊富な経験に基づく高い見識を有し、更に業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり当社の経営に資するところが大きいと判断し、補欠監査役候補者としております。<br>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                                                                        |             |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 平田 厚氏は補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 平田 厚氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額を予定しております。  
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を当該保険契約によって填補することとしております。(ただし、故意または重過失の場合は除く)。平田 厚氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算書類

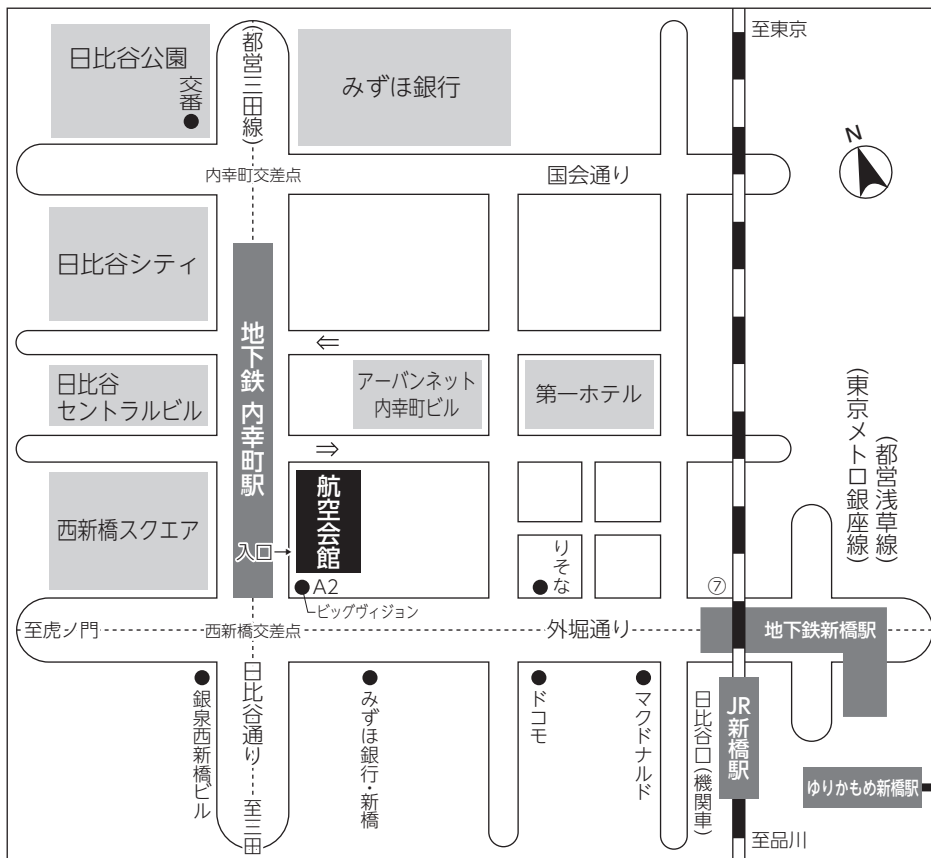
計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考  
書類

# 定時株主総会会場ご案内図

会場 航空会館 5階会議室  
住所 東京都港区新橋一丁目18番1号



## 会場最寄駅

- |            |        |       |                    |
|------------|--------|-------|--------------------|
| ・ J R 新橋駅  | 日比谷口   | 徒歩 6分 |                    |
| ・ 地下鉄 新橋駅  | ⑦出口    | 徒歩 5分 | (東京メトロ銀座線 / 都営浅草線) |
| ・ 地下鉄 内幸町駅 | A 2 出口 | 徒歩 1分 | (都営三田線)            |